

○奈良県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について
(平成20年10月23日例規第43号)

[沿革] 平成21年4月例規第8号、24年3月第12号、25年3月第10号、26年2月第5号、3月第10号、27年2月第2号、29年3月第6号、30年3月第8号改正

別記のとおり制定し、平成20年10月23日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別記

奈良県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

第1 設置

奈良県警察本部に、奈良県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1項に規定する新型インフルエンザ等が発生した場合等において、必要な警察措置を的確に行うための諸対策（以下単に「諸対策」という。）を推進することを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長
警備部長

委員 生活安全部長
刑事部長
交通部長
首席監察官
警察学校長

近畿管区警察局奈良県情報通信部長

第4 運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 1及び2に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5 幹事会

1 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、諸対策について検討し、その推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部長

副幹事長 警衛警護・危機管理対策参事官

幹事 警務課長

生活安全企画課長

生活環境課長

刑事企画課長

交通企画課長

警備第一課長

警備第二課長

近畿管区警察局奈良県情報通信部通信庶務課長

3 第4の規定は、幹事会の運営について準用する。

第6 連絡室

1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。

2 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室長 警衛警護・危機管理対策参事官

副室長 警備第二課長

室員 警備第二課次席

会計課課長補佐（管財第一担当）

警務課課長補佐（企画第一担当）

留置管理課課長補佐（企画指導担当）

情報管理課課長補佐（企画指導担当）

県民サービス課課長補佐（広報・広聴担当）

県民サービス課課長補佐（苦情・相談担当）

厚生課健康管理推進室室長補佐（健康管理担当）

生活安全企画課課長補佐（企画指導担当）

地域課課長補佐（企画担当）

生活環境課課長補佐（企画指導担当）

刑事企画課課長補佐（企画担当）

捜査第一課検視官室室長補佐（検視第一担当）

交通企画課課長補佐（企画担当）

交通規制課課長補佐（規制担当）

警備第一課課長補佐（企画担当）

警備第二課課長補佐（災害・緊急事態対策担当）

近畿管区警察局奈良県情報通信部機動通信課機動通信指導専門官

3 第4の規定は、連絡室の運営について準用する。

第7 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備部警備第二課において処理する。